

虚偽記載・監査法人処分・課徴金

～投資家・株主は企業の不正会計処理からどう守られるのか

平成28年2月3日

株式会社資本市場研究所きずな



東芝の不正会計問題と関係者処分について

昨年6月末に公表された「日本再興戦略」改定2015において「攻め」のコーポレートガバナンスの更なる強化が挙げられ、今年度から上場企業での導入が始まったコーポレートガバナンス・コード。日本企業が、国際的にみても高水準の企業統治を行うことで、内外投資家の信頼を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す動きに弾みがつくはずだったが、東芝(6502)の不正会計問題(会社側は不適切会計処理と呼称)は、この動きに対して大きな傷跡を残した。今回は、この問題から見える企業の不正会計動向と、監査法人の問題、課徴金などの牽制機能について見ていきたい。

東芝は昨年12月25日、一連の不正会計処理(金商法上は、有価証券報告書等の虚偽記載)に対する課徴金73億7,350万円を支払うことを公表した。これは、虚偽記載の課徴金としては2008年のIH(7013)に対する約16億円を超えて過去最高額となっている。また、この会計処理の監査を行った新日本有限責任監査法人が、第三者委員会の

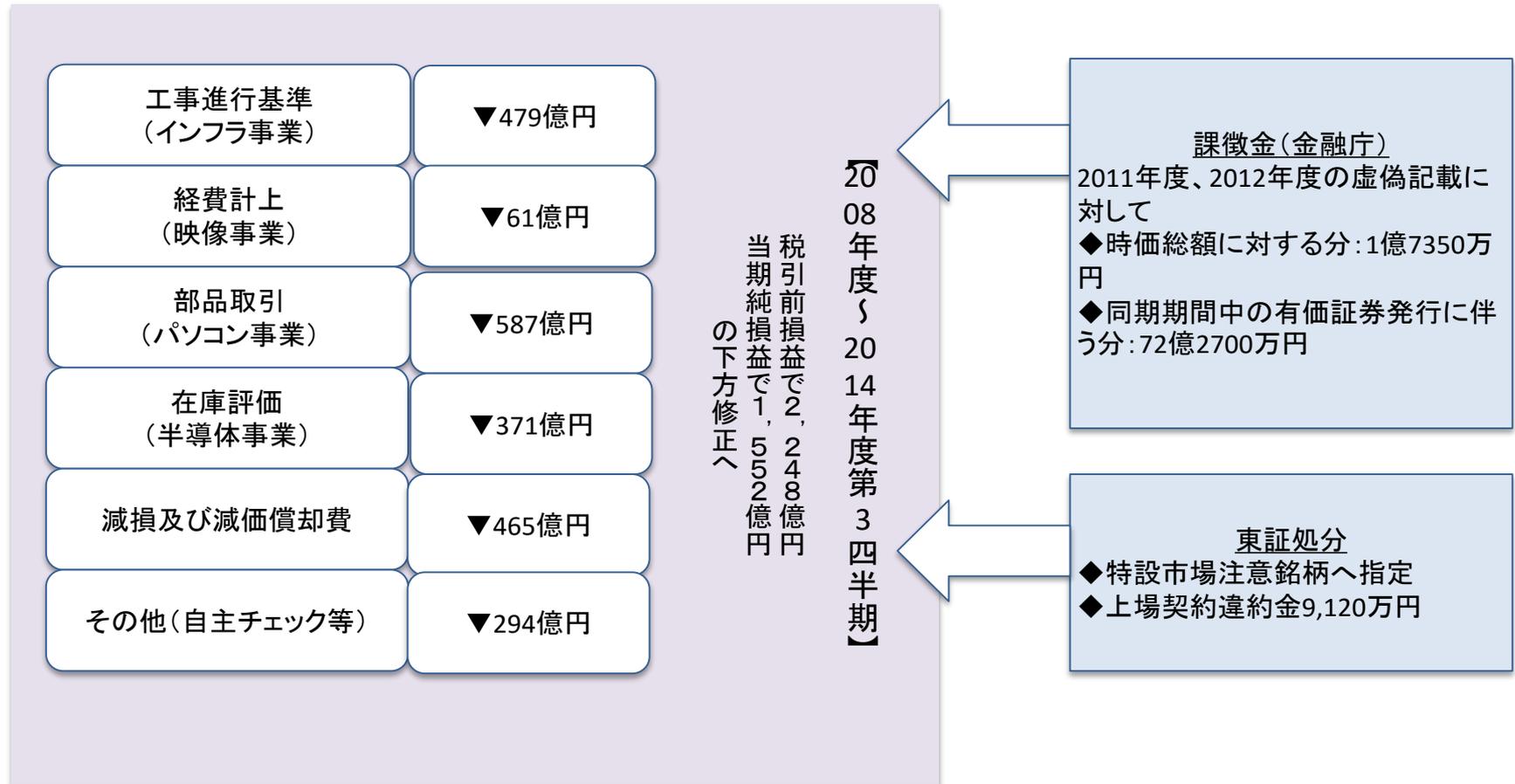
調査を踏まえて同社が組織的な隠ぺい工作を行ったとして、同社の来期監査契約を辞退している。この問題の概要は、次の通りだ。

- ・2015年2月15日、過去に提出した有価証券報告書等におけるインフラ関連案件の会計処理について、証券取引等監視委員会より報告命令及び開示検査を受ける。
- ・2015年5月8日、社内調査から外部調査の為、第三者委員会を設置し、7月20日同委員会の報告書公表。この間、決算発表は行われず、株主総会も延期。経営トップも辞任へ。
- ・2015年9月7日、2008年度～2014年第3四半期までの過年度分の決算発表を修正(税引前損益修正額▼2,248億円、当期純損益修正額▼1,552億円)へ。9月17日、役員責任調査委員会設置(11月7日、同委員会からの報告書部分公表)。なお、過年度分の決算修正の内訳は、下図の通り(税引前損益ベース)。
- ・2015年9月15日、東京証券取引所より特設市場注意銘柄(原則1年間)への指定及び上場契約違約金9,120万円の徴収通知。

・2015年12月7日、証券取引等監視委員会による過去の有価証券届出書等での虚偽記載に対する課徴金納付命令の金融庁に対する勧告。同日、同社の元役員に対する損害賠償請求の訴訟を起こす。

なお、金融庁は同社の監査法人である新日本有限責任監査法人に対して、新規契約の停止3ヵ月、業務改善命令、課徴金約21億円、担当した公認会計士に対する業務停止の懲戒処分を下している。

東芝の虚偽記載概要と処分



企業の開示規制違反と課徴金について

上場企業の不正会計処理は、有価証券届出書などの金商法上の開示書類で表面化するが、2005年4月に課徴金制度が始まってから、証券取引等監視委員会に開示規制違反で摘発されたものは88件に上る。

2015年に、開示規制違反関係で証券取引等監視委員会より課徴金納付命令の勧告を受けは案件は、下表の5件となっているが、最近の傾向は次の様なものだ。(金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～2015年8月より)

【業種別の違反動向】

情報・通信業24%、サービス業18%、卸売業14%、建設業9%、電気機器7%となっており、特に情報・通信業は上場企業の業種別構成比率(10%)に比べ高い。最近の違反事例からみると、実際には開発が行われていないソフトウェアを資産として計上していたケース、ソフトウェア取引における工事進行基準に基づく売上の前倒し計上が

行われたケースなどがある。

【違反手法の傾向】

有価証券報告書等の虚偽記載について、最近の違反手法は以下の様にパターン化できる。

- 代表者等の会社幹部が自ら主導するなどして不適正な会計処理が行われていたケース(経営者のコンプライアンス意識欠如)
 - ✓ 代表者が個人の借入返済等の目的で会社の資金を流出させていたケース
 - ✓ 代表者等が業績等を良く見せるために不適正な会計処理を主導するなどしていたケース
- 海外子会社等において不適正な会計処理が行われ連結財務諸表に影響が及ぶケース(海外子会社のモニタリングなど内部統制問題)
 - ✓ 海外子会社において、適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されていない
 - ✓ 海外子会社で、架空の伝票登録による架空売上の計上や、売上債権に対する貸倒引当金の過少計上
- 資産の評価が適切に行われていないケース

- ✓ 海外連結子会社が保有する複数の未上場株式評価を過大に行った為、評価益が過大となり、連結売上高を過大に計上
- ✓ 一部の役職員による不正行為に対して十分な牽制機能が働かなかつたことから、棚卸資産(開発事業等支出金)を過大に計上

なお、証券取引等監視委員会は、上場企業における監査の重要性に関して、三様監査(監査役監査、内部監査、監査法人による会計監査)それぞれの強化の重要性を訴えている。

上記の開示規制違反の罰則として、刑事罰とは別に課徴金制度があるが、東芝の場合、その99%が虚偽記載の対応時期に募集を行った社債3,200億円に対するものだ。この制度の考え方として、虚偽の数値(財務情報)で株式や債券などを募集した行為に対するペナルティが重くなっている。

課徴金制度の概要は次の様なものだ。

【課徴金制度の対象となる違反】

大きく分けると次の5つになる。

- ① 有価証券届出書等(募集活動に関する開示種類)の不提出や虚偽記載
- ② 有価証券報告書等(継続開示義務に関する開示種類)の虚偽記載
- ③ 公開買付届出書等の虚偽記載等
- ④ 大量保有報告書の不提出や虚偽記載
- ⑤ 虚偽開示書類等の提出に加担(監査法人等)

【課徴金に算定基準】

上記①の場合、株式は発行額の4.5%、債券は2.25%。
②の場合、600万円若しくは時価総額の10万分の6のどちらか高い方、③は買付総額の25%。④は時価総額の10万分の1。⑤は当該行為に支払われた額。なお、5年以内の再犯は1.5倍、当局による調査前の自己申告は5割となっている。

2015年の課徴金勧告

| 勧告時期 | 企業名 | 不正内容 | 虚偽金額(損益ベース) | 課徴金 |
|--------|----------------------------|--------------------------------|--------------------|--------|
| 12月7日 | 東芝 | 工事損失引当金・売上原価・費用の過少計上及び売上の過大計上等 | 1308億円 | 73.7億円 |
| 10月16日 | ジャパンベス トレスキュー システム | 売上の過大計上及び減損損失・受注損失引当金の不計上等 | 13.5億円 | 1.6億円 |
| 9月18日 | オプトロム | 貸倒引当金繰入額の過少計上等 | 2.8億円 | 1億円 |
| 6月19日 | アゴーラ・ホス ピタリティー・ グループ | 開発事業等支出金の過大計上等 | ※(連結純資産を約47億円過大計上) | 1.3億円 |
| 3月27日 | S J I | 貸倒引当金繰入額の過少計上等 | 29億円 | 1.9億円 |

時価総額分

時価総額 × 10万分の6



有価証券発行分

発行額 × 4.5% (債券は2.25%)

監査法人の処分事例と制度的課題

株主や投資家にとって、今回の東芝不正会計問題でも会社側の不正な会計処理を監査法人が見抜けなかったのかとの疑問が残る。この一つの答えとして、金融庁は以下のように述べている。(処分公表文より)

[監査チームのメンバー構成が、長期間にわたり東芝や東芝の子会社の監査を担当した者が中心となっていることなどにより、東芝のガバナンスへの過信が生じ、東芝側の説明や提出資料に対して、批判的な観点からの検証が十分に実施できなかった。]

また、実際に指摘された問題の会計処理に対する監査対応は次の様なものだ。

(詳細は、

<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151222-4.html>)

●パソコンの外部製造委託での製造原価減額による異常値を認識していたが、会社側の説明を検証していない。

●半導体事業における原価計算における製造工程別の処理について、合算方法や処理方法改定についての確認作業を怠っていた。

●ETC設備更新事業での工事進行基準売上や受注工事損失引当などリスクは認識していなものの、会社側の説明に対して、十分なリスク検証を怠った。

監査法人の問題については、本誌2015年6月号 Topics“市場の番人としての監査法人”で取り上げたが、市場のゲートキーパーとして機能するように行政の対応も以下のように一層厳格化している中で、この東芝問題が発覚している。

◇監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について(企業会計審議会、2013年3月14日):
概要は、企業毎の不正リスク要因を事前に想定した上で監査計画に盛り込むこと。

◇上場会社監査事務所登録制度(2007年7月):、社会的に影響の大きい上場会社を監査する事務所の監査の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため。

◇公認会計士・監査審査会の設立(2004年):監査法人に対する当局検査の導入

◇公認会計士協会による品質管理レビューの実施(1999年):自主規制として導入

監査法人が、なぜ企業の不正会計処理を見抜けないかといった問題について、結局は監査法人の収益構造を中心としたビジネス・モデルを指摘する向きが多い。(証券取引等監視委員会 講演資料2015年10月 等)

これは、企業がグローバル化を進めたり、M&Aなど企業統合戦略を多様化する中、監査法人が企業から支払いを受ける報酬の中で、監査業務以外の非監査業務収益が増えていること。また、このことが本来の監査業務の品質管理にも影響を与えてる懸念が強いこと。さらに監査法人内の人事評価や報酬制度が、

収益優先になりがちなことや、代表者の方針・姿勢が必ずしも監査の品質向上を目指していないケースが一部にあったことなどが問題として指摘されている。

実際に東芝の2015年度3月期有価証券報告書(2015年

万円、非監査業務に対する報酬は2億6百万円(前年度より倍増)となっており、これ以外に新日本監査法人のグローバル・ネットワークであるアーンスト・アンド・ヤングに対する報酬は17億2百万円(全年度は、15億円)となっており、全体でみて監査報酬の1.8倍以上の非監査報酬が東芝より支払われている。

最近の監査法人処分事例

| 処分公表日 | 監査法人 | 処分内容 | 処分理由 |
|-------------|----------------|---|--|
| 2015年12月22日 | 新日本有限責任監査法人 | <ul style="list-style-type: none"> 新規契約業務停止 3月 業務改善命令 担当公認会計士の業務停止処分 | <ul style="list-style-type: none"> 東芝の虚偽財務書類を監査証明(平成22・24・25年の各3月期) 当監査法人の運営が著しく不当 |
| 2015年6月30日 | 有限責任監査法人 トーマツ | <ul style="list-style-type: none"> 戒告 担当公認会計士の業務停止処分 | <ul style="list-style-type: none"> トラステックスの虚偽財務書類を監査証明(平成17・18年の各3月期) |
| 2015年6月26日 | 才和有限責任監査法人 | <ul style="list-style-type: none"> 新規契約業務停止 1年 業務改善命令 | <ul style="list-style-type: none"> 当監査法人の運営が著しく不当 |
| 2015年6月19日 | 有限責任クロスティア監査法人 | <ul style="list-style-type: none"> 清算業務を除く業務停止 1年 | <ul style="list-style-type: none"> 当監査法人の運営が著しく不当 |
| 2014年10月29日 | 九段監査法人 | <ul style="list-style-type: none"> 業務改善命令 | <ul style="list-style-type: none"> 当監査法人の運営が著しく不当 |
| 2014年7月8日 | 清和監査法人 | <ul style="list-style-type: none"> 新規契約業務停止 1年 業務改善命令 | <ul style="list-style-type: none"> 当監査法人の運営が著しく不当 |
| 2014年5月23日 | 東京中央監査法人 | <ul style="list-style-type: none"> 新規契約業務停止 1年 業務改善命令 | <ul style="list-style-type: none"> 当監査法人の運営が著しく不当 |

企業不正会計による

自主規制団体や行政の検査による

投資家・株主からみた課題

ペナルティである課徴金や取引所からの制裁措置、監査法人の不正会計処理に対する監査強化も、株主や投資家を企業の不正会計から守る資本市場のインフラとしては大切だろうが、本質的な問題は不正会計を行う企業のガバナンスであり、エンロンやワールドコム事件で重要視されるようになった内部統制の問題でもある。

基本的には、証券取引等監視委員会が指摘するように、監査役会の権限や機能が強化されて監査役監査が経営に対する有効な牽制機能を働かせ、内部監査では社内規程や事務処理上のミスを見つけ出すだけではなく業務上のリスクに沿った内部監査の高度化を行うが上場企業には望まれる。加えて外部監査である監査法人の会計監査の三様監査を効果的に行う為、それぞれのコミュニケーション強化を図り、リスク要因を共有化するのが理想かも知れない。

しかし、株主や投資家がこれらの動きを実際に知ることが出来るのは、企業のディスクロージャー(情報開示)制度

の中でだけだ。

現在、金融審議会(金融庁)においては、「投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するための情報開示のあり方等について幅広く検討を行うこと」として、企業側の情報開示の統合化・効率化が昨年11月から検討されている。これは、有価証券報告書等の金商法開示、事業報告書などの会社法開示、適時開示の取引所開示の開示項目の統合化を意図しており、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、四半期開示の一本化、株主総会関連の日程の適切な設定、各企業がガバナンス、中長期計画等の開示を充実させるための方策等が検討項目とされている。

このこと自体は、成長戦略にも謳われた上場企業の「攻めの経営」の促進に役立つかもしれないが、一方では企業のガバナンス強化も必須で、今年度から運用開始されたコーポレートガバナンス・コード、昨年度から機関投資家に対応を始めたスチュワードシップ・コードが、投資家との会話を促進しながらガバナンス強化の為の両輪となることも期待されている。

また、かつての西武鉄道、カネボウ、ライブドアといった有価証券報告書等の虚偽記載に関連する事件を受けて日本でも導入されている内部統制報告書制度の在り方も、今一度見直す必要があるのではないだろうか。今回の東芝事件でも、この制度が機能しなかった理由などの検証も投資家の視点からは求められるべきだ。もし、この制度が有効に機能していれば、企業側に対する虚偽記載への牽制、監査法人側への検証作業の慎重さが働いていた可能性もあるので、同報告書が形式化して運用されていないかの確認も必要だろう。なお、新規上場企業は上場後の3年間、内部統制報告書に係る監査証明が免除されることになっている(改正金商法により、今年度より)。

結局は、企業の不正会計問題や開示書類の虚偽記載問題はコーポレートガバナンス問題であり、それを投資家・株主に知らしめる為のディスクロージャー制度の問題に帰結する。企業側にとって、前向な事業計画やビジョンなどは、許されるなら開示しやすいだろう。しかし、投資家は成長性と共に投資リスクに関する情報も求めているので、適正なリスク情報開示(内部統制に関するものも含む)も重要だ。また、リスク情報を適正に開示することで、企業側

の作為的な不正行為を防ぐ効果も期待できる。

加えて、市場のゲートキーパーの役割も重要で、監査法人のみならず格付機関・アナリストの役割は、特に個人の投資家や株主にとって、企業の開示情報を総合的に分析して、企業の成長シナリオとリスク情報を効率的に知らしめてくれる機能を担っている。また、スチュワードシップ・コードで企業側に積極的に情報開示を促す機関投資家、市場仲介者としての証券会社の企業分析や審査機能の在り方も日本市場の信頼性向上の為には大切なインフラとなることに期待したい。

投資家・株主からみた企業監査の課題

